



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 20 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(環境生活総務課)

公布された条例等のあらまし

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則(規則第26号)

1 規則の概要

- (1) 通常総会又は通常総代会終了の届出時期を、前事業年度終了後 3 月以内とすることとした。(第 5 条関係)
- (2) 自治監査の報告を廃止することとした。(第 9 条関係)
- (3) 書類の提出部数を変更することとした。(第10条関係)
- (4) 申請書の様式を廃止することとした。(様式第 1 号 様式第 6 号関係)
- (5) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(昭和32年島根県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(定款変更の認可申請)

第 2 条 法第40条第 4 項の規定により組合の定款変更の認可を受けようとする者は、その定款変更が新たに事業を営む場合に係るものであるときは、規則に定める書類のほか、定款変更後の収支予算書を添付して申請しなければならない。

第 3 条中「様式第 2 による申請書に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条中「第65条第 2 項」を「第69条」に改め、「様式第 5 又は様式第 6 による申請書に」を削り、「提出」を「申請」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

組合は、通常総会又は通常総代会にあっては前事業年度終了後 3 月以内に、臨時総会又は臨時総代会にあってはその

終了の日から2週間以内に、終了した旨を知事に届け出なければならない。この場合において、臨時総会又は臨時総代会の終了に係る届出にあつては、議事録の謄本を添付しなければならない。

第7条第2項中「第43条第1項第2号、第4号、第5号又は第8号」を「第40条第1項第2号、第4号又は第5号」に改め、「(同条同項第8号に掲げる事項についての議決に係るものにあつては、同号の書類のほか損益計算書を含む。)」を削り、同条を第5条とする。

第8条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 定款に定めた解散の事由が発生したとき。
- (5) 破産手続開始の申立てを行い、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (6) 法第33条第1項、法第35条第2項又は法第47条の2第2項の規定による役員解任の請求又は総会招集の請求があつたとき。

第8条を第6条とする。

第9条及び第10条を削る。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。